

令和 8 年度 第 1 回全国健康保険協会山口支部評議会 議事概要

開催日時：令和 8 年 7 月 13 日（月）14：00～16：00

開催場所：KDDI 維新ホール会議室 204A・204B

出席者：宇佐美評議員、河岡評議員、河口評議員、國吉評議員、齊藤評議員、白井評議員、田中評議員、永見評議員、古川評議員、（五十音順）

議 題

1. 協会けんぽの令和 7 年度決算見込み（医療分）について
2. 都道府県単位保険料率の平準化措置の取扱いについて
3. 中期戦略プランについて
4. 令和 7 年度山口支部事業報告について
5. その他

1. 協会けんぽの令和 7 年度決算見込み（医療分）について
資料に基づき事務局から説明。

《事業主代表》

令和 7 年度決算の結果、準備金が法定準備金の 7.2 か月分となる 6 兆 5,457 億円も溜まっているのにも関わらず、今後の財政に関する留意事項が悲観的なことばかりで根本の考え方が理解できない。これだけの準備金があるのは異常ではないか。毎回意見を言っているが保険料率は全国一律でよい。

《学識経験者》

準備金が 7.2 か月分相当であるということであるが、どのような理由で 7.2 か月分もあるのか、もう少し深く掘り込んだ情報があれば詳しく聞きたい。

《事務局》

保険料率や準備金の在り方については、今後も運営委員会等で議論を深めていく予定としている。

《被保険者代表》

山口支部収支差の全国平均の計算方法を伺いたい。

《事務局》

全国の協会全体の収支差である 6,795 億円を総報酬額で按分している。具体的には、全国の総報酬額が約 110 兆円に対して山口支部の総報酬額の約 1.07 兆円で割ると、総報酬按分率が約 0.97%。これを協会全体の収支差 6,795 億円に乗じると、全国平均分である 65 億 9,200 万円となる。なお、地域差分は山口支部の収支差からこの全国平均分を引いたものとなる。

《事業主代表》

所得格差、年齢格差などの地域格差があるなかでその格差を加味せず保険料収入だけで比較するのか。

《事務局》

全国平均分に関してはそういった調整は入っておらず、所得格差や年齢格差は計算過程で補足している。

《学識経験者》

今後、経済の地域格差や人口集中が進むことで医療機関の設置数等による医療格差が広がってくると思われているため、様々な調整係数を用いても正しく地域格差が反映されているかわかりにくい。そのため、地域関係なく一律の保険料にするべきだと考えている。

《事業主代表》

保険料率は一律で良いと考えている。運営していく上で足りない分については国庫補助金で調整したら良いのではないか。また、支部別収支差について、令和 9 年度保険料率算定時に 0.04%が反映されるとなっているが、0.04%引き下げられるという解釈でよいのか。

《事務局》

令和 9 年度の保険料率を計算する際に改めて計算される。

《学識経験者》

単年度収支差 6,795 億円を 1 人当たりになると月で約 2,174 円、労使折半後で約 1,087 円となる。この金額だけみると、令和 7 年度保険料率を引き下げられたのではないかと思う。

2. 都道府県単位保険料率の平準化措置の取り扱いについて

資料に基づき事務局から説明。

《学識経験者》

なぜ時間をかけて平準化のような議論を行うのか。保険料率を一律にすれば平準化措置は必要ないのではないか。物事をシンプルに考えてほしい。また、取り扱いを適用する際の手順について、評議会の意見を踏まえた支部の意見を聴取とあるが、その判断を評議員が担うのは責任が重い。協会全体としてどう考えているか。

《事務局》

現状では本案についてご意見を承りたいと思っている。また、保険料率については評議会の意見を伺った上で支部長が判断することになっている。いただくご意見は評議員個人の意見としてではなく代表としての意見と捉えて反映することを心がけている。評議会が機能していないと言われないようにしっかりと意見を上げていきたい。

《事業主代表》

山口支部の評議会では保険料率を一律にするという意見があがっていたが、全国ではこういった意見が多いのか。

《事務局》

令和 7 年度平均保険料率の評議会意見の集約結果としては、10%を維持するべきという支部は 36 支部、引き下げるべきという支部は 1 支部、残りの 10 支部が両論となっている。その翌年では平均保険料率 10%維持が 27 支部、引き下げるべきという支部は 1 支部、残りの 19 支部が両論となっており、両論の支部が増えているのが現状である。

《被保険者代表》

平準化措置の取扱いについて、引き上げ幅が 0.20%を超えた保険料率を翌年度以降に繰越すとのことだが、これは何年繰越すことが可能なのか。また、目的は激変緩和措置と思われるがデメリットはあるのか。0.1%で数百円程度となる中でそこまで議論すべきなのか。

《事務局》

翌年度の繰越上限はおおむね 3 年以内としている。ただし、3 年で精算できないケースが生じる可能性もありえる。

3. 中期戦略プランの策定について

資料に基づき事務局から説明。

《事業主代表》

中期計画を考える上で、例えば人口動態や年齢構成などの情報を今後 10 年間でどう推移するかというデータが必要。準備金がこれほどあるのであれば、AI などを活用し未来予想を立てて、考えていく方が現実的ではないか。

《事務局》

長期計画を作成する上で、環境予測や目指すべき姿があって進んでいくものだと思っており、人口予測も国立社会保障人口問題研究所のデータを活用している。

《学識経験者》

教育の分野では 2035 年から 2040 年の間で、18 歳人口が減ると予想されており、そうすると生産労働人口も減少していく。そこで重要なのがリカレント教育と外国人労働者を確保することである。その際に外国人労働者の健康保険や健康問題についても考えていかなければならないと思うが、その対応はすでに考えられているのか。

《事務局》

外国人労働者が被保険者として働いている割合は高くなっていることを理解しており、健康保険の申請書については国際化に向けて多言語化の対応を行っている。

《学識経験者》

中期戦略プランにおいて社会保険の適用拡大が触れられていない。これから小規模の事業所においても被保険者が増加すると考えられる中で、保険料収入は増えていくと考えられるが、その点についてはどのように考えているか。

《事務局》

加入者数に関して、山口では減っているが全国的に増えている。ただ今後の適用拡大については、短時間労働者やパートの方が被保険者になることが見込まれるため、標準報酬月額は低いと思われる。一方で医療費は平均ベースとすると支出の方が大きくなると考えている。

4. 令和 7 年度山口支部事業報告について

資料に基づき事務局から説明。

《被保険者代表》

債権について、マイナ保険証に切り替わったことにより件数は増えているのか。

《事務局》

以前は保険証を返却すると医療機関で使用できなかったため、その後の喪失後受診は発生しなかった。マイナ保険証切替後については、事業所において資格喪失や資格取得の手続が遅れる場合があり、喪失後受診が継続して発生するケースがある。結果としてマイナ保険証切替後について、債権件数は増加傾向にある。

《被保険者代表》

マイナ保険証切替後に債権件数が増加しているとのことだが、その対策は考えられているか。

《事務局》

事業所に対して従業員の変更・退職等があった場合には速やかに届け出をしていただくよう継続的に広報を行っていく。

5. その他（全体を通して）

《被保険者代表》

傷病手当金の支給額は標準報酬月額 $\frac{3}{2}$ であるため、物価の高騰も影響して、手取りが少なくなってしまう。会社から差額の $\frac{3}{1}$ を手当として支払うと傷病手当金は減額されてしまうが、どうにか対策はできないものか。雇用保険だと 80% 出るので、そういったところも含めて検討していただきたい。また、健保組合に加入されている方の標準報酬月額はどのくらいなのか。

《事務局》

一般的に健保組合や共済組合の標準報酬月額の方が協会けんぽよりは高い傾向にある。

《事業主代表》

ここでする話ではないかもしれないが、国民皆保険であるのなら、健保組合、共済組合、国民健康保険、協会けんぽで 1 つにまとめることはできないのか。国民皆保険と言いながらも、所得の格差があり、給付の内容も異なっているため一体化することで格差をなくす方がよいのではないかと、平準化措置等よりも、もっと広い視野で議論をするべきであると思っている。

以上